岡山県老人福祉費 (在宅) 補助金交付要綱

昭和 47 年 7 月 29 日 厚第 825 号民生労働部長通知

[沿 革]

昭和48年7月4日 厚第633号 昭和62年12月9日 高第 310 号 平成13年1月30日 長寿第1538号 昭和49年6月21日 厚第579号 昭和63年10月8日 高第 264 号 平成14年2月22日 長寿第1598号 昭和50年10月28日 厚第1460号 平成元年12月25日 高第 338 号 平成15年1月27日 長寿第 1327 号 昭和51年6月7日 厚第502号 平成3年1月7日 高第 434号 平成16年2月6日 長寿第5555号 昭和 52 年 1 月 31日 厚第 1779号 平成3年10月9日 高第 359号 平成17年2月22日 長寿第1474号 昭和 52 年 7 月 7 日 厚第 743 号 平成4年2月17日 高第 588 号 平成18年2月28日 長寿第1421号 昭和 53 年 7 月 27 日 厚第 709 号 平成4年3月18日 高第 659 号 平成19年3月9日 長寿第1640号 平成21年3月30日 長寿第1940号 昭和54年8月27日 厚第949号 平成5年3月5日 高第 788 号 昭和 55 年 6 月 19日 厚第 554 号 平成5年12月21日 高第 668 号 平成24年4月1日 長寿第0002号 昭和 56 年 8 月 25 日 家第 524 号 平成6年12月12日 高第 753 号 令和3年11月30日 長寿第1121号 昭和 57 年11月10日 高第 205 号 平成 7 年11月28日 高第 728 号 昭和 58 年 8 月 29 日 高第 142 号 平成 8 年 11 月 12 日 高第 733 号 昭和59年10月11日 高第165号 平成10年2月2日 高第900号 昭和 60 年11月11日 高第 200 号 平成11年 2 月25日 長寿第 1118 号 昭和61年8月25日 高第197号 平成12年2月14日 長寿第1108号

(趣旨)

第1条 知事は、老人福祉の推進を図るため、別表に定める事業を行う市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項または第252条の22第1項の規定により政令で指定された市を除く。以下同じ。)等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助額)

第2条 補助額は、事業ごとに、別表に定める補助基準額、対象経費の実支出額及び総事業費(市町村が助成して事業を実施する場合はその助成額)から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額から費用負担基準による徴収額を差し引いた額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて県民局長に提出しなければならない。
 - 1. 県費補助金所要額調書(様式第2号)
 - 2. 事業実施計画書(様式第3号)
 - 3. 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(申請の取下げ期限)

第4条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により補助金の交付の 決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第10条 の規定により、補助事業の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更又は補助事 業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更(廃止又は中止)承認申請 書(様式第4号)を県民局長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- 2 第1項ただし書きの軽微な変更とは、次の各号に該当する場合をいう。
- (1) 補助対象経費の総額の20%以内での、各経費間の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20%以内の減額

(実績報告書)

- 第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて補助事業 完了後10日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに 県民局長に提出しなければならない。
 - 1. 県費補助金精算書(様式第6号)
 - 2. 事業実施状況調(様式第7号)
 - 3. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第7条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存 しなければならない。

(書類の提出)

第8条 明るい長寿社会づくり推進事業について提出すべき書類は、岡山県事務処理規則 (昭和44年岡山県規則第55号)第9条の規定により、前条までの規定にかかわらず、岡 山県知事に提出することとする。

事 業 名	補助	基	準	額	対 象 経 費	補助率
老人クラブ活動 等事業	「老人クラ について」(平 発第 390 号厚 知)に基づき 町村老人クラ に対し、市 であって、知	成 13 年 生労働省 、老人ク ブ連合会 村が行う	10月1 者老健局 プラブ及 が行う 助成事	日長び活業	老人クラブ等事業 の実施に必要な報償 費、賃金、旅費、需用 費、備品購入費、役務 費、委託料、使用料及 び賃借料	2 一以内 3
明るい長寿社会づくり推進事業	「都道府県 り推進機構事 年10月19日 大臣官房老人 に基づき、 会福祉協議で あた額 めた額	業運営男 老福第 18 保健福祉 会福祉法 が行う事	巨綱」(平 87 号厚 上部長通 上人岡山 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	元は省の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の一旦の	事業実施に必要な、 報償費、給料、職員手 当等、共済費、報酬、 賃金、旅費、需用費、 備品購入費、役務費、 委託料、負担金、使用 料及び賃借料	10 一以内 10
特別事業	(1)被災高 「被災高齢 について」(名 発 0430 第 4 号 護局障害保健 第 2 号厚生労 に基づき認めた	者等把握 う和2年 号厚生労福祉部長 働省老領 か所当た	量事業の 4月30 働省社 を、老発 連局長通	実施 日障 会·援 0430 知)	特別事業(1)の実施 に必要な給料、職員手 当等、報酬、賃金、共 済費、報償費、旅費、 需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費	1 一以内 2 特定非常災 害の場合 10 一以内 10
	(2)老人福 要な事業 市町村が知 施する老人福 要な事業に要	事の承認 祉の適正	忍を受け こな運営	て実営に必	特別事業(2)の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、使用料及び賃借料	1 一以内 2

(事業の内容、実施方法等)

事業については、平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」、平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業運営要綱」、令和2年4月30日障発0430第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老発0430第2号厚生労働省老健局長通知「被災高齢者等把握事業の実施について」の各事業ごとの実施要綱を適用する。

番号年月日

殿

補助事業者名

年度岡山県老人福祉費(在宅)補助金交付申請書

年度において、岡山県老人福祉費(在宅)補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申 請 額 金 円
- 2 県費補助金所要額調書(様式第2号)
- 3 事業実施計画書(様式第3号)
- 4 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

年度岡山県老人福祉費(在宅)補助金所要額調書

補助事業者名

4	事 業	名		総	事	業		寄付金の 収	全その 入		差 (A	引 —		象出言	経予定		補助	基		費によっ	用負担	旦基準 又予定		補 助 C.D. か少し	- 基 Eのう: い類か 引 い			i 助 (G×	所補助		備	考	
単 位 活動 に	老人	ク す る	ラ ブ 助 成				A			B			C 円			D 円			E 円		_	_	F			G F:	_			H 円			
市町村老活動 促う	人クラ	ラブ連 対 す る	合会の5 助成																		/												
市町村老の健康づく	う			ı																	/	/											
明 る いづ く	い長り推	寿進	社 会事 業																		/	/											
特別事業	被 災把	高 齢	者等 業																		/	/											
	老人 ^社 運営!	晶祉の こ必要	適正なな事業																		/	/											
合			計							•											/												

⁽注) 1 A欄には、それぞれの事業について、各補助事業者における事業費の合計額を記載すること。したがって、市町村が助成を行う事業については、市町村の総助成額を記載すること。 2 利用者から徴収した実費相当額(原材料費、光熱水費等)については、B欄に記載し、D欄には実費相当分に対応する額は含めない。 3 H欄において1,000円未満の端数が生じた場合には、事業ごとにこれを切り捨てること。

年度岡山県老人福祉費 (在宅) 補助金事業実施計画書

補助事業者名()

(様式1)

1 老人クラブ活動等事業実施計画

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施計画 (様式2)

3 特別事業実施計画

(1)被災高齢者等把握事業 (様式3の1(1)(2))

(2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業 (様式3の2)

(注) 実施を計画している事業についてのみ記載のこと。

(様式1)

1 老人クラブ活動等事業実施計画書

市町村名

ア 老人クラブに対する助成計画

適正老人クラブ数	実施予定老人クラブ数	対象経費支出予定額
クラブ	クラブ	千円

イ 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成計画

実施市町村老連数	対象経費支出予定額
市町村老連	千円

ウ 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画 (詳細は別紙1)

市町村老連名	実施予定事業数	対象経費支出予定額
		千円

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画書

市町村名

事業	.167	名		
事業実施市	可村老 可村老	連		
事業	内	容		
実施の)方	法		
講習会	等	名		
講師名等	(役職等	;)		
参加対	力 象	者		
参加	人	数		人
実 施	囯	数		回
実 施	場	所		
実 施	期	間		
総事	業	費		千円
積 算	内	訳	(経費区分)	
対象経費支持	出予定額	計		

(注)事業ごとに本事業計画書を作成すること。

(様式2)

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施計画 ア 事業実施主体の概要

法人の名	称			設立年月日		
所 在	地			電話番号		
推進機構の名	称					
	ア	組織図				
組織の状況						
	イ	職員配置	名(う	ち常勤	名)	

イ 事業実施概要及び所要額内訳

	具体的内容及び	所 要 額 内 訳
事項	内容	所 要 額 内 訳
	1.374	区 分 金 額
人件費		〇 〇 〇
		小計
管理費		旅 費 需用費 〇
		小計
○○○事業		報償費 旅 費 需用費
		小 計
合 計		報償費 賃 金 旅 費
		合 計

(様式3の1(1))

3 特別事業対象経費支出予定額算出明細書(被災高齢者等把握事業)

市町村名

区分	費用の額
給料	
職員手当等	
報酬	
賃金	
共済費	
報償費	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
使用料及び賃借料	
備品購入費	
合計	0

(様式3の1(2))

3特別事業計画書(被災高齢者等把握事業)

							市町村名	
実施地域	実施期間	日数	派遣 専門職員数	対象人数	うち関係支援機関 につないだ人数	対象者の選定に 用いる名簿等	対象地域とする理由	備考
Α	В	(日)c	(延べ 人)D	(人) E	(人) F	G	н	I
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
					·			
合	計	20日	24人	400人	200人			

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
 2. F欄は、既に実施した地域のみの記入で差し支えない。
 3. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
 4. H欄は、当該地域を対象とする理由を記載すること。(1~2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
 5. 委託により事業を行う場合は、「欄に委託先を記入すること。
 6. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行う場合は、行を分け、「欄に区分を記入すること。
 7. (例)は提出時に削除すること。

(様式3の2)

3 特別事業実施計画(老人福祉の適正な運営に必要な事業)

市町村名

			·1· 4 1 4 🗎
事業名			
実施主体			
実施期間			
事業目的及び内容			
	区 分	対象経費支出予定額	積算内訳
所 要 額	件費費費費費費費費費料基計基	円	
	μι		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

番 号 年 月 日

殿

補助事業者名

補助金等交付決定変更 承認申請書 事補助事業等中止(廃止)

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった 年度岡山県老人福祉費(在宅)補助金による事業を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第10条の規定により、その承諾を申請します。

記

- 1 変更する事業の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更の内容
- 4 中止の期間

番号年月日

殿

補助事業者名

年度岡山県老人福祉費 (在宅) 補助金事業実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付決定を受けた 年度岡山県老人福祉費(在宅)補助金に係る事業実績について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 県費補助金精算書(様式第6号)
- 2 事業実施状況調(様式第7号)
- 3 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

年度岡山県老人福祉費(在宅)補助金精算書

補助事業者名

丏	事 業	名		総	事	業	費 A	寄付金その他 の 収 入 都 E		差 引 額 (A-B) C	ĺ	対象経費支出予定額	- 1	輔助基準額 E	費用負担基準に よる徴収予定額 F	補助基本額(C,D,Eのうちいずれか少ない額からFをきし引いた制	補助所要額(G×補助率)	備	考
単 位 :活動に	老人	ク ト る	ラ ブ 助 成				円	Р	_	円		F.		円	F	円	円		
市町村老活動 促	人クラ	ブ連	合会の 3 助成																
市町村老	う																		
明るり	い長り推	寿進	社 会事 業																
特別事業	被災把	高齢量	i 者 等																
		祉の必要	適正なな事業																
合			計																

- (注) 1 A欄には、それぞれの事業について、各補助事業者における事業費の合計額を記載すること。したがって、市町村が助成を行う事業については、市町村の総助成額を記載すること。2 利用者から徴収した実費相当額(原材料費、光熱水費等)については、B欄に記載し、D欄には実費相当分に対応する額は含めない。3 H欄において1,000円未満の端数が生じた場合には、事業ごとにこれを切り捨てること。

年度岡山県老人福祉費 (在宅) 補助金事業実施状況調

補助事業者名()

1 老人クラブ活動等事業実施状況

(様式4)

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施状況

(様式5)

3 特別事業実施状況

(1)被災高齢者等把握事業

(様式6の1(1)(2))

(2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業

(様式6の2)

(注) 実施事業についてのみ記載のこと。

(様式4)

1 老人クラブ活動等事業実施状況

市町村名

ア 老人クラブに対する助成(詳細は別紙3)

適正老人クラブ数	実施老人クラブ数	対象経費支出済額
クラブ	クラブ	千円

イ 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成(詳細は別紙4)

実施市町村老連数	対象経費支出済額
市町村老連	千円

ウ 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画 (詳細は別紙2)

市町村老連名	実 施 事 業 数	対象経費支出済額
		千円

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画書

市町村名

事 業 名	
事業実施市町村老連	
事 業 内 容	
実 施 の 方 法	
講習会等名	
講師名等(役職等)	
参加 対象 者	
参 加 人 数	人
実 施 回 数	□
実 施 場 所	
実 施 期 間	
総 事 業 費	千円
積 算 内 訳	(経費区分)
対象経費支出済額計	

(注) 事業ごとに本事業計画書を作成すること。

老人クラブに対する助成事業実施状況調

市町村名

	単位老人クラブ名	会員数	補助金支出済額	主な活動内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
計	クラブ	人	円	

市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成事業実施状況調

市町村名

活動內容	経費区分	支出済額	積	算	内	訳
対象経費支出済額記	円					
補助金支出済額計	補助金支出済額計					

[※] 経費区分には市町村老連の支出科目(報償費、需用費等)を、積算内訳には経費の具体的内容や使途を明確に記載すること。

(様式5)

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施状況

ア 事業実施主体の概要

法人の名	称			設立年月日	
所 在	地			電話番号	
 推進機構の名	称				
	ア	組織図			
組織の状況					
	,	ᄣᄼᄆᇓᄀᄧ	h (>	<i>ጉ</i> ዶሂሩ ተ ላኒ	<i>a</i> \
	イ	職員配置	名(う	ら吊 期	名)

イ 事業実施概要及び所要額内訳

	具体的内容及び	支 出 額 内 訳			
事 項	内容	所要額內訳			
	P 1 任	区 分 金 額			
人件費		〇 〇 〇			
		小計			
答一理一费		旅 費 需用費 ○			
管理費		小計			
○○○事業		報償費 旅 費 需用費 〇			
		小計			
合 計		報償費 賃 金 旅 費			
		合 計			

(様式6の1(1))

3 特別事業対象経費支出済額算出明細書(被災高齢者等把握事業)

市町村名

			市町村名
区分	費用の額(円)		積算内訳·内容
給料			
職員手当等			
報酬			
任 A			0.10.000 H
賃金		(例) 介護支援専門員	@10,000円 × 24人 = 240,000円
+ 文 弗			
共済費			
 報償費			
旅費		(例) 県庁ー●●市役所(往復)	@2,000円 × 24人 = 4,800円
200		(例) 宿泊費	@6,000円 × 24人 = 144,000円
			2.50
需用費			
•••費			
(例)燃料費		(例) ガソリン代	@140円 × 20L × 2台 = 5,600円
役務費			
・・・・費			
・・・・費			
使用料及び			
賃借料			
/# D D#			
備品購入費			
チャル		/天红水 天红内 <u>家大</u> 以下户号 3 1	중하세 이 바라 # = 이 # # 주민 # 테니 # 7 = ! _ \
委託料			、委託料の内訳をこの様式で別紙提出すること。)
		委託先:	
合計	円	委託内容:	
ㅁ莭			

- (注)1. 専門職員の雇上げに係る経費については、職種ごとに積算を作成すること。
 - 2. 積算内訳は[単価×人数・個数]の形で、可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。(記載例を参考。) また、被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、積算内訳を分けて記入すること。 (本様式に記入しきれない場合は別葉として差し支えない。)
 - 3. (例)は提出時に削除すること。

(様式6の1(2))

3特別事業実績報告書(被災高齢者等把握事業)

							市町村名	
実施地域	実施期間	日数	派遣 専門職員数	対象人数	うち関係支援機関 につないだ人数	対象者の選定に 用いた名簿等	対象地域とした理由	備考
A	В	(日)c	(延べ 人) D	(人) E	(人) F	G	н	I
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
合	計	20日	24人	400人	200人			

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
 2. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
 3. H欄は、当該地域を対象とした理由を記載すること。(1~2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
 4. 委託により事業を行った場合は、I欄に委託先を記入すること。
 5. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、行を分け、I欄に区分を記入すること。
 6. (例)は提出時に削除すること。

(様式6の2)

3 特別事業実施状況 (老人福祉の適正な運営に必要な事業)

市町村名

			.11. 4 14 🗎
事業名			
実施主体			
実施期間			
事業目的及び内容			
	区 分	対象経費支出額	積算内訳
所 要 額	人件費費費費費費費費費料長長日日日 <td< td=""><td>円</td><td></td></td<>	円	
	計		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

 番
 号

 年
 月

 日

殿

住 所 法人名 代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度在宅福祉事業費補助金(被災高齢者等把握事業分)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第14条の規定による 確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要返納相当額)

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。